

## 第9回郵政改革関係政策会議

日時：平成22年3月9日（火）14:25～16:30

場所：金融庁 13階第1特別会議室

### ○議題 ヒアリング及び意見交換

- (1) 金融業界団体等
- (2) 郵便関係団体等
- (3) 日本郵政グループ関係者

#### 【大塚副大臣挨拶】

本日は、郵政改革関係政策会議として、正式に関係者の皆さんからご意見を承らせて頂きたいということで、おいで頂いた。

昨年の秋に立ち上がった郵政改革推進室、つまり政府側の事務局においては、昨年12月に正式に関係の皆様から意見聴取をさせていただいた。加えて、政府側の政務三役は、随時さまざまな団体の皆様においで頂き、お話を承っている。また国会側の質問研究会でも皆様方においで頂いているが、本日は政策会議としては初めて、正式にお伺いさせて頂くことになる。

たまたま昨日、連立与党の中の民主党は、今後、議員政策研究会というものを運営していくという方針を決めた。本来であれば、今日のこの会合も議員政策研究会と共同開催ということも考えられたが、昨日の今日ということで、政策会議における関係者からの意見陳述とさせていただいたが、同時に議員政策研究会的な位置付けであるということで、今日はお含みおき頂きたい。

#### 【内藤副大臣挨拶】

今回、我々が手掛けている改革の本旨は、分割ありきの改革とは対照的に、利用者本位の改革を推し進めていこうということ。この改革を進めるに当たり、直接利害関係がぶつかり合う皆様方の声を踏まえて、不安や懸念を払拭した上でなければ、国民から受け入れられる改革というものは進められない。本日は皆様方から建設的なご意見を賜ることを期待申し上げている。

(カメラ退席)

## 【第1 グループ意見陳述】

(全国銀行協会) 我々銀行界の郵政改革に関する考え方、基本スタンスについて、資料に基づき簡単にご説明申し上げますと、資料の1枚紙「郵政改革に関する私どもの考え方」は、2月23日に全銀協より公表した「郵政改革に関する私どもの考え方」の小冊子のエッセンスを取りまとめたもの。これは、2月8日に政府より公表された郵政改革素案を受けた位置付けになる。

まず素案について、郵政改革の基本理念として、「競争条件の公平性に配慮」、あるいは「中小地域金融機関等の立場にも十分な配慮」ということが明記されており、「ユニバーサルサービスは郵便、金融とも基本的な内容へ留めること」ということが盛り込まれている。これは、銀行界がこれまで郵政改革に関して主張して参ったことをご配慮頂いたと存じており、感謝申し上げます。今後の法制化や改革の実行段階においても是非、こうした理念、考え方を十分に踏まえて頂くことを期待している。

一方で、足元、政府で検討されている郵政改革の方向性は、郵便貯金事業を従来の完全民営化から、政府関与の継続を前提として業務範囲を拡大するという方向へ大きく舵を切っておられる、ということ強く懸念している。特に、預入限度額の拡大あるいは撤廃を始めとした、業務拡大に向けた検討が進められていることに、強い危機感を抱いている。

金融機関にとって預金はすべての業務の源泉であり、民間金融機関、特に地域金融機関は、地道な営業努力によって、お客様から大切な預金をお預かりし、これを原資に地域金融の円滑化に努めているところである。こうした中で、政府関与の残るゆうちょ銀行において、預入限度額拡大が措置されることになれば、特に金融危機等の有事においては、地域金融機関からゆうちょ銀行へ大きく預金がシフトする可能性が大きい。本来銀行が果たすべき金融仲介機能を一番求められる、まさに金融危機等のタイミングにおいて、その機能を著しく低下させるのではないかと、あるいは地域経済に甚大な影響を及ぼし、国民経済的にも負の結果を招くのではないかと、ということを強く危惧している。今後、法案の骨格策定やご審議において、こういった点に十分にご留意いただき、慎重に検討を進められることを切に期待している。

最後に、我々はやはり地域をどうやって守り育てていくか、まさにゆうちょ銀行と民間金融機関の共存共栄が極めて大事だろうと考えている。小冊子の方の13ページ目にATMのネットワークの記載があるが、先般、民間とゆうちょ銀行のネットワークが繋がり、合計で民間が約11万台、ゆうちょ銀行が2万6千台ある。これが1つになっているということで、我々も連携をと

るところはしっかりとっていきたいが、始めに預入限度額の拡大ありきということであると、こういった協調もなかなか難しくなるということもある。是非とも地域の中で、共存共栄をうまく果たしていくという観点から、業務が進められることを期待している。

(全国地方銀行協会) 郵政改革についての当協会の考え方は、基本的にはただいまの全銀協からのご説明内容と同じだが、地域金融機関の立場から一言だけ申し上げたい。政府による間接出資が残るゆうちょ銀行が、仮に預入限度額を引き上げられた場合、その信用力の高さ故に、地域金融機関からの預金のシフトが起きることを懸念。さらには地域金融機関に何らかの経営上のリスクが顕在化した場合に、たちまちその金融機関からゆうちょ銀行へと大量に預金が出し、その結果、地域金融機関として安定した地域への資金供給に支障を来すことを恐れている。

地方銀行をはじめとした地域金融機関は、地域密着型への積極的な取組等を通じて、地域金融の一層の円滑化に勤めることを最大の使命と考え、今までも実践してきた。即ち、取引先との長期的かつ継続的な信頼関係を基に、きめ細かいフェイス・トゥ・フェイスの対応を行い、取引先の経営改善と一緒に取り組んできた。そしてノウハウの蓄積あるいは人材の育成に努めてきた次第。安定した地域への資金供給が困難となると、これまで各地域金融機関がそれぞれ積み上げてきた、無形の財産と言えるこれら地域金融の仕組み自体が失われかねないと懸念している。結果として地域の中小企業や個人のお客様にご迷惑をおかけし、地域経済自体の混乱にもつながるものではないかと考えるところ。従ってゆうちょ銀行の預入限度額の拡大には、地域経済の影響という観点から、今一度慎重にご検討頂きたい。

(第二地方銀行協会) 中小金融機関の立場から申し上げますと、郵政改革素案の内容については、幾つか懸念する点がある。特に預入限度額の取扱い如何では、地域金融が大きく混乱するのではないかと、という危惧を多くの会員行が持っている。

資料1 ページ目にあるとおり、第二地方銀行は全体の規模が57兆円、ゆうちょ銀行の3分の1程度である。これを都道府県別にみても、全ての県でゆうちょ銀行が預金残高において我々を上回っている。このように我々から見たゆうちょ銀行の規模は圧倒的であり、こうした状況の中で、政府出資が残る不均衡な条件のまま、仮に限度額の引き上げということが実施された場合には、ゆうちょ銀行に大きな資金シフトがおきる恐れがあると各会員行は認識している。

また2ページにあるとおり、我々は地元の主に個人のお客様から預金を集めて、その資金を地元の中小企業や個人のお客様に融資させて頂くという役割を担っており、それぞれが地域の金融インフラとして機能している。仮にゆうちょ銀行の預入限度額の引き上げにより、我々の預金の吸収力の低下や預金コストの上昇など、財務基盤に影響が出るということになると、我々の経営体力の問題や、引いては融資面においても支障が生じ、地域の中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶことが懸念される。

最後に業務範囲について、政府出資の残る間は、いわゆる競争原理の外での参入ということではなく、その業務は民業補完あるいは共存に徹するという範囲内で、お考え頂きたい。この意味で中小企業向けの金融については、現在、民間金融機関でも円滑化に全力で取り組んでいるところであるが、民間が対応困難な場合にも既に、日本政策金融公庫等の公的金融機関による民業補完体制が、基本的には整備されていると考えている。

改革の検討にあたっては、地域金融の実情も踏まえて慎重なご対応をお願い申し上げます。

(全国信用金庫協会) 我々は郵政改革について、これまで次の3点を強く主張してきた。1つは、政府の信用を背景に肥大化した規模の縮小を図ること、2つとしては、公正な競争条件を確保すること、また、3つとして、地域経済の再生とそのために地域金融の安定維持に十分配慮して進めることが重要であるということ。しかしながら、2月8日に公表された郵政改革素案では、ゆうちょ銀行を公共性の高い民間企業と位置づけ、自らの経営判断で業務範囲を自由に決定できるようにすることや、規模の再拡大につながる預入限度額の引上げの方向が盛り込まれており、業界としては大変強い危機感を抱いている。

我々としては、政府の関与が残る事業体は民間企業ではなく官業であり、官業は本来民間では提供できないサービス等の補完に徹すべきであると考えている。素案で示されたゆうちょ事業の業務自由化は、こうした位置づけを大きく逸脱するものであり、巨大なゆうちょ銀行が競合を強める形で、地域金融に進出することは信用金庫にとって大変な脅威であると同時に、結果として地域社会にとって大きな問題となると思っている。本日は、素案の中でも特にポイントとなる、預入限度額の引上げや貸出業務への進出について、地域経済・地域金融を崩壊させる懸念が強くあるため、ご説明したい。

預入限度額について、素案では巨大な金融機関を更に巨大化させる預入限度の引上げを視野に入れた内容が盛り込まれている。しかしながら、170兆円を超える預金量というのは、大変巨大なものであることは間違いない。この

ような巨額な資金量で成り立たないような金融ビジネスモデルであるとすれば、預入限度額を引上げて、更に規模を拡大したとしても、うまくいくとはとても考えられない。それにも増して重大な問題は、預入限度額が引上げられ、メガバンクを優に超えるスケールメリットを一層活かして、ゆうちょ銀行が預金獲得に動くということになれば、信用金庫からゆうちょ銀行への預金シフトが必ず起こるということ。預金獲得競争というのは、コスト競争力・信用力等によって大きく左右されるので、信用金庫から例えば1、2割の規模で預金が流出すれば、資金・コスト・人員など信用金庫経営のあらゆる面で影響を及ぼすことになる。その結果、信用金庫は、これまで行っていたきめ細やかな中小企業支援等を継続的に手がけることは資金の面からも人員の面からも、極めて困難となる。他方でその預金を吸収したゆうちょ銀行が、それでは信用金庫がやっていたのと同じような中小企業支援、地域での金融というものを実行できるかといえ、身近な例から見ても、我々は決してはそうはならないと思っている。こうした結果が、地域経済の再生・活性化を大きく阻害することは明らかであるし、利用者本位の考え方からの改革ということであるが、結果的には、利用者という地域の中小企業・個人にとっても、大変な問題になるだろう。したがって、ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げについては、到底認められない。

次に、貸出業務について、地域の中小企業や住民に対して、リスクを取り安定的に資金を供給するためには、取引先との長期継続的な信頼関係の維持が不可欠。経営相談や再生支援、個人のライフスタイルに応じた提案など、地域に根ざした共同組織・金融機関は、お金を単に貸し付けることだけではなく、貸出があるときないときに関係なく取引先の状況を常に把握して、課題解決のための相談支援に応じている。しかしながら、ゆうちょ銀行が貸出業務に進出しようとするれば、ゆうちょ銀行にはそのようなノウハウはないので、いきおい金利競争によらざるをえなくなり、結果として、信用金庫の取引先を奪うということになるのではないか。この結果、長年の信頼関係に基づく地域密着型金融の仕組みが崩壊し、地域の金融システムが著しく不安定化する恐れが強く、中小企業への安定的な資金供給が阻害されるようになることは明らか。そのようなことのないように、貸出業務のような業務に進出しないことを法的にも明らかにすべき。

(全国信用組合中央協会) 業界として申し上げたい基本的な事項は資料「業界の考え方」に整理してあるので、お目通しいただきたい。

まず、公正な競争条件の確保という観点から、郵政改革素案では、業務の拡大の一方、ゆうちょ銀行に対する政府出資が存続するとされている。国の

関与という面で、いざとなれば政府が何らかの支援をするであろう、国民の意識の中にはそうした安心感が厳然として存在することは否定できないと思われる。これは大変大きなアドバンテージで、民間との競争において公正な競争条件が確保されているとはとても言えない。公正な競争条件が確保されないまま、巨大な資本と資金力を持つ、膨大な地域の個人情報をも所有するゆうちょ銀行が、資金の運用先を求めて業容の拡大に走るということになれば、とうてい共存共栄の関係とはなりえない。

信用組合業界は160の組合。全体でも預金量が約17兆、ゆうちょの10分の1である。まったく小規模の経営実態にあるということをご理解いただけるかと思う。このような状況下でゆうちょ銀行が、その資金力を背景に、調達・運用の両面で業務範囲を拡大してくれば、相対的に小規模で体力が十分でない中小の金融機関を中心に、金融システムが不安定になる懸念を否定できないのではないかと。特に我々地方の信用組合は大変強い危機感を持っており、まさに経営上の死活問題と認識している。

また、家庭の資金を取り扱っている郵貯は、我々信組と競合関係にある。預入限度額が上げられると、表層雪崩ではすまされないような、預金シフトが起こる恐れがある。そのようなことが、信用組合の資金調達を圧迫し、ひいては中小零細企業への資金の円滑な供給を阻害する懸念を強く抱いている。

確かに我々は小さい存在かもしれないが、われわれのニッチと、それにふさわしい棲み分けを踏まえて行けば、信用組合として国民経済の役割を果たしていけると確信している。しかし、それも金融界における市場メカニズムが円滑に機能していることが前提であり、市場原理が働かない障害があってはならない。

郵政改革の基本方針において、地域金融や中小企業金融の役割に配慮するという旨がある。我々信用組合が中小零細事業者に対する最後の拠り所であることの理解を改めていただくとともに、郵政改革法案の検討にあたっては、是非とも信用組合の立場に十分ご配慮いただき、適切なお判断をお願いします。

(農林中央金庫)：農林漁業の中央金融機関としての立場から、3点申し上げさせていただきます。

1点目は、預入限度額の引き上げについて、これは基本的に全銀協以下の方々が申し上げたことと同じだが、公的な関与を強めるなかでは公正な競争条件が確保できず、微妙なバランスで成り立っている地域金融の所に、パイが増えないなかで、郵貯の限度額の引き上げが行われると、崩れてゆくということ。

資料1ページの箱をご覧くださいと、農協は全国のネットワークを持って

おり、多くの地域で郵便局と農協で店舗が重なっている。田舎で郵便局と農協しかないというところは多くあり、基本的に経済合理性だけで店舗を出している訳ではないので非常に重なっているところが多い。また、漁協と郵便局と両方に口座を持つ人も多くおり、例えば年金はこちらで、定期貯金はこちら、という状況である。そういった状態の中で、郵貯の限度が引き上げられれば、やはり信用を意識する大口預金者のシフトが予想される。資金のシフトとは血が抜けることと同じであり、経営が非常に苦しくなり、地域のサービスに支障を来す恐れがある。

2点目はユニバーサルサービスについて、金融に関して言えば、金融機関の店舗なりATMで、ユニバーサルサービスは全国ほとんどの地域で確保できているのではないか。そういった現状を踏まえ、今回の改革では、ユニバーサルサービスや金融サービスにアクセスできない過疎地において、最低限のサービスを維持するために、だれが、どうやって、どのようにコストがかかるのか、ということに焦点を充てて議論すべき。コストをゆうちょ銀行の業務拡大で補うとすれば、結局は民間からの移転でコストをカバーするという事にしかない。

3点目、貸出・運用等の今後の経営のあり方について。貸出については、現在オーババンキングの状態のなかで、国内の寡頭競争に拍車をかけることは確実と思われるし、政策金融との棲み分けの問題、あるいはリスク管理なり体制整備のコストという問題もでてくる。

最後に、今回の改革において、ゆうちょ銀行から事業収支や資産規模、あるいは管理費をコントロールしながら着実に経営していける経営計画というものが示されていないと理解しているが、ビジネスモデルなり第三者による検証なりで、こうすればこうなるといった永続的な事業システムの説明がされるべきではないかと考えている。

(生命保険協会) 我々は、公正な競争条件の確保、適切な態勢整備がない限り、かんぽ生命の限度額引上げ、業務拡大を容認できないと考えている。公正な競争条件の確保のためには、かんぽ生命への政府出資の完全解消、保険業法の適用、民間と同じ租税負担が必要と考えているが、その背景等について御説明申し上げます。

資料の1ページ、ご覧のとおり、1件当たりの生命保険金額はこのところ減少傾向であり、直近で814万円。仮に医療保険、がん保険を除いても1,257万円と、現在のかんぽ生命の限度額を下回っている。また、5,000万以上の生命保険は全体の6%弱。仮に限度額を5,000万に引き上げると、かんぽ生命との競合が生まれ、営業職員や零細な代理店への影響は極めて大きいと考えて

いる。

2 ページ、暗黙の政府保証の民業圧迫論は現実的な批判とは言えないとも言われているが、生命保険文化センターの調査では、今後かんぽ生命に加入しようと考えている方のうち、約3割の方が政府が間接的に株式を保有していて安心できるからと回答している。

3 ページ、保険の引受けについては、一般的に概ね 1,000 万円を超える契約には医師の診査が必要となっている。かんぽ生命は現在、こうした医師の診査の引受けはやっていないので、限度額を引き上げるとすれば、その前にまずはこうした引受体制の整備が不可欠ではないか。

4 ページ、我々の業界では、代理店を含め 12 万を超える営業拠点と 100 万人を超える募集人という非常に大きなネットワークで全国を網羅している。その意味では保険のユニバーサルサービスは既に民間で実現しているのではないかと考えている。また、現在も既に実施しているが、民間の生保が郵便局を通じて民間商品を提供することもできるようになっている。

5 ページ、本日最も訴えたいことは、全国津々浦々で仕事をしている女性の、女手一つで家計を支えている職員や、あるいは零細な代理店などを守っていただきたいということ。生保のマーケットは年々縮小しており、この 10 年で生命保険会社の営業職員は約 10 万人減少している。ただでさえ厳しい状況であるにもかかわらず、さらに高い信用を持つかんぽ生命が業務拡大をすると、募集人や代理店の収入や生活がもろに影響を受けることになる。だからこそ、かんぽ生命の限度額引上げの検討に当たっては、公正な競争条件の確保にご配慮いただくようお願いしたい。

(在日米国商工会議所 (ACCJ)) : これまで ACCJ は、日本郵政が民営化されるべきか否かについて、特定の立場を表明したことは一度もない。我々は日本郵政のあり方について、最終的には日本政府の判断事項であるという立場を一貫して取ってきており、その立場は現在でも変わっていない。

ただし、日本政府が日本郵政の民営化改革についてどのような決定を下した場合でも、日本が米国との2カ国間協定下でコミットメントしたこと及び世界貿易機構 (WTO) におけるサービスの貿易に関する一般協定 (GATS) の内国民待遇規定を始めとする義務に変わりはない。今、米国だけではなく世界の国々が、この観点から郵政改革の動向を注意深く見守っている。つまり日本郵政グループ企業による新商品、サービスの提供が認められる前に、日本郵政グループ企業と外資系企業を含む民間の銀行や保険会社、宅配会社との間に対等な競争条件が確立されなければならない。ユニバーサルコストをまかなうためという理由で、日本郵政グループが内国民待遇違反を起



こして得た利益をその補てんに充てるような政策を、もし日本政府がとるようなことがあれば、世界からその責任を追及されることになり、日本国民の利益を大きく損なうことになりかねない。

先日の郵政改革政策会議の席上で、がん保険市場において外資系が平成 13 年まで独占的に販売してきたという事実と異なる発言があったことについて大変遺憾に思っている。これは根拠のない外資バッシングである。そもそも日本の生命保険市場における外資のシェアは、収入保険料で 17.6%ほどである。そのうちの 1 つの単品商品を取り上げて、そのシェアが高いからという理由で、その分野でのかんぽ生命の業務拡大を認めるべきという主張は管理貿易的な考え方といわざるを得ない。もし、日本政府がこのようなマーケットシェアや数値目標に基づいた管理貿易的な政策をとるのであれば、海外のさまざまな業界において、日本企業が外国政府に同様な対抗策をとられた場合、日本政府が反論できなくなる前例を作ることを意味する。

最後に、我々は、公平な競争条件の元での競争は歓迎する。日本郵政グループが新規業務を行う前に、対等な競争条件を確立するよう日本政府に重ねて要望する。

(欧州ビジネス協会 (EBC)) : EBC は郵政改革が民営化という形をとるか否かについて意見を述べるものではない。特にご留意いただきたい点は、日本政府が郵政改革を行うにあたり、WTO のサービスの貿易に関する一般協定 (GATS) 上の内国民待遇原則を遵守する義務を負うということ。日本政府がこの義務を踏まえてどのような政策を打ち出すか、また、WTO 加盟国の一員として責任ある決断をされるか否かに世界中が注目しており、このことを強くご認識いただきたい。

具体的には、日本政府は日本郵政グループ企業に新規業務を認める前に、日本郵政グループ企業と、民間企業との間の競争条件を対等にすることが不可欠である。まず政府出資が残ることから、ゆうちょ銀行やかんぽ生命の信頼度は民間企業と比べて格段に高くなるという競争条件上の問題がある。さらにこの問題をおいておくとしても、日本政府がゆうちょ銀行やかんぽ生命などに対して、印紙税や消費税その他の税の減免や、各業法の枠外での規制、検査の緩和、旧勘定からの利益移転などを考えているのであれば、競争条件が対等でないことは明白である。その状況でゆうちょ銀行、かんぽ生命に対して、新規業務を認めてしまえば、それは内国民待遇原則に違反することとなるのではないか。日本政府がどのような対応をするか世界が見守っており、その対応によっては、EBC としても毅然とした態度を取る場合もある。場合によっては、日本国民の利益を損なうことにも繋がり得る。日本政府には

適切にご判断いただきたいと思っている。

さらにかんぽ生命の例を言えば、保険業界において、外資系保険会社の得意とする第三分野商品をかんぽ生命の新規業務の最初のターゲットとしていることに強い懸念を抱いている。我々是对等な競争条件の下での競争を望んでおり、そのためにも日本郵政グループが対等な競争条件を確立した上で新規業務を行うよう日本郵政に要望する。

### 【第1グループ質疑応答】

- ゆうちよの限度額の引上げないし撤廃について、全銀協からご意見を伺いたい。預貯金金融機関の皆さんの懸念を先週来、ずっとお聞きしてきて思ったのは、懸念だけでなく、どうやったらゆうちよが安定的な収益を上げてビジネスサービスを維持できるか、という対案を示していただくと非常に良いのではないかと。

現状ゆうちよの残高が 177 兆あるといっても、総資産純利益率、ROAで言うとたかだか 0.15%ぐらいに過ぎない。ということは、預金がたとえ 100 兆これから増えたとしても、利益ベースで言うと 1,500 億くらいしか増えない。そういう方向で議論するよりは、ROAを 0.1%上げれば、同じぐらい利益が出るのであり、皆さんで知恵を絞って、ゆうちよの今の残高を前提として、どうやったら利益率を上げられるかということを示せば良いのではないかと思う。その点いかがか。

(全国銀行協会) 今、日本のおかれてる状況も厳しい中で、金融業で収益を上げていくというのは非常に大変なこと。民間もいろいろなことを考えながら、時には失敗をしながら、切磋琢磨しながらやっているというのが実情であり、何かこれをやればROAが上がるというような策はないと思う。

もしユニバーサルサービスが大事であれば、本当に大事なものをしっかり囲い込んでいただいて、そのユニバーサルサービスが地方にとっても大事であれば、国の負担でやるとか、やはり発想を少し変えていかないと、なかなか接点を見出しえないのではないかと。

- 質問の観点を全く逆に変えて、今回の郵政改革、昔の限りなく郵政公社に近いような内容に持っていくということだとすると、皆さん方はどんな意見をお持ちであるのか、信金、信組さん中心に教えていただきたい。

(全国信用金庫協会) ユニバーサルサービスということを中心にやっていかれるのであれば、信用金庫が津々浦々にあるので、そういう面での支援をしながら一緒に、地域の発展、活性化につながるようなことをやっていけないかと漠然と思う。競合関係にあるということがなければ、お互いに地域のために何かやるということとはできると思う。

(信用組合中央協会) 実は、二度ほどの亀井大臣からのヒアリングの席でも、今のご質問に類似する、何か我々とゆうちょ銀行とで連携・協調できることはないのかというお話が出た。

実際問題として、今の組織体で直接的に我々の融資の市場へ進出されるということは、おそらく郵貯の資本力、資金力、自己資本の力からすれば、相当低利の融資商品として踏み込んでこられる可能性が高いと思う。そこで金利競争に陥った場合は、当然、大幅な収益の減少、場合によっては赤字という事態になり、弱小の信用組合の経営基盤は大きく揺らぐ。場合によっては金融システムの不安定化に繋がりがかねない。

では何が連携できるかということ大変難しく、今正解を申し上げることはとてもできないが、全く私見であるが、例えば、より公的な色合いがまだ残る政策金融公庫や中金等に対する郵貯としての資金支援。それにより民間金融機関、とりわけ小規模な信用組合としてリスクが取り難い分野で資金運用を検討されるということも一案ではないか。これは協会全体の意見ではなく、私見であることをお断りさせていただく。

- EBCさんとACCJさんの言葉の中で、新鮮な圧力というものを感じた。その中で、毅然とした対応、日本企業において不利な状況が生まれるのではないかとということをおっしゃっておられたが、生命保険協会、生命保険業界として、どのような不利な状況が想定されるのか、教えていただきたい。

(生命保険協会) 我々にとって不利な状況が発生するとおっしゃったのだろうか。日本企業全般についておっしゃったのではないだろうか。

- 全般もしくは保険業界について、何らかの不利なことがあるのではないかと受け取ったのだが。

(生命保険協会) 対立貿易において不利な状況が起こるということでおっしゃったのではないかと思う。

○ 業界全体としては特に影響がないということか。

(生命保険協会) はい。

○ それでは、ACCJさんだけにお伺いするが、不利な状況というのは、どのような状況か。

(在日米国商工会議所 (ACCJ)) : 不利な状況といえば、例えば、銀行法をゆうちょに適用するときには何か例外を作ることや、保険業法をかんぽ生命に適用するときには何か例外を作るのは、GATSの基準から考えると、同じ業務を行っている企業、同じ商品売っている企業は、同じ基準が適用されるべき。簡保・郵貯を特別扱いするのは、そういった協定の違反になる。悪い影響というのは、やはり民間企業の競争力が弱くなって、かんぽ・ゆうちょが強くなる等。

○ 同じく生命保険協会さんにお伺いしたい。第3分野、がん保険の分野で平成13年に解禁されてからもう10年近く経つが、未だ十数パーセントのシェアしかない、その原因はどこにあるとお考えか。そして今後それを大きく、20%か30%取っていくおつもりがあるのか。大きく取るおつもりがないならば、かんぽ生命がこれからこの分野に挑戦して行こうというのを、何故反対するのか。

この間質問で、限度額と第三分野は同列に扱うべきではなく、限度額の撤廃の方は反対するけれども、がん保険、第三分野の方は、そこまで反対しなくてもいいのではないかとということをご質問したが、改めてその観点からお答えいただければと思う。

(生命保険協会) 最初のご質問について、生命保険の一般的な特性として、保有規模が大きいほうが収支が安定し、スケールメリットも働くことから、現在、外資系の保険会社でがん保険を優位に売っている会社は、豊富な経験とデータを活かしたきめ細かい競争力のある価格設定が出来ており、日本の保険会社が頑張っても、なかなかがん保険単品の市場ではシェアが拡大できないのではないかと考えている。

そして1つ目と2つ目の質問を合わせた回答になるが、がん保険市場というのは単品の市場だけではなく、我々やあるいは中小の生保が売っている一般の保険に様々な特約として付いていたり、あるいは医療保険にもがん保障というのは付いており、そちらの方面では必ずしも外資系の単独な優位性を

保っているものではなく、我々も対等に頑張っ、かなりの金額を売っている。したがってこの面において、やはりかんぽ生命が政府の信用を背景とした、と言うといろいろ異論があると思うが、そういった中でやっていかれるということについては、やはり脅威を感じており、反対であると申し上げている。

- 信金、信組の方にお伺いしたい。先ほど民業圧迫という話があったが、現状でも例えば農協や他の地銀の支店など、おそらく地方でいろいろな競合をしておられると思う。現時点で、それぞれの地域での各金融機関との競合状況、あるいは連携状況をどういうふうに考えていらっしゃるのか。

(全国信用金庫協会) 現下の競合状況について、最近は競争というものが、以前のように預金獲得だけを目標に熾烈なことをやっていくということではなくて、それぞれの特徴を活かしていくようになってきていると感じている。我々の場合、本当に零細な中小企業や地域に暮らしている方々に対して、どういう課題解決をしていくかということを中心に、それに必要な金融をやっている。また預金という意味でも、お独りのお年寄りも増えているが、そういった方々とのコミュニケーションをしっかりとやって、いわゆる足で稼ぐということをやっているので、随分形態として違ってきていると考えている。

ただし、それ自体が大きな競争だと思っている。もし今の競争とは別の形の、預金獲得競争のようなことになっていくと、今現在は非常に安定して、そちらをあまり気にせずに、本当に地域のため中小企業の課題解決といったことに専念できる態勢を取ってきているが、それが出来なくなると思っている。

(全国信用組合中央協会) 現在、ゆうちょ銀行と競合関係が非常に熾烈という状態ではないと思う。また他業態、特に同じ協同組織である信用金庫との間でも、今の金融状況下ではほとんど無い。これは東京都内での営業の話で、また地方とは違った局面があるのかもしれないが。

ただ、自組合の話で大変恐縮だが、私の所属する信用組合は東京都内に店舗数が40ある一方、同じ営業エリアの東京都内に、簡易局も含め、ゆうちょ銀行のお店が約1,900ある。そういうことからすれば、今のまま政府出資が存続するという前提で限度額を引き上げる、あるいは貸出しの分野へ出てこられるということは、やはりかなり脅威になるだろうと思っている。場合によっては、ゆうちょ銀行がプライスリーダーになるのではないかと、これは大変大きな問題になりかねないと危惧している。

- EBCさんに二点ご質問させていただく。最後ちょっときつい表現をいただいた。一つは対等な競争条件というものは何かという問題。郵便局のような、国が大きな持分を持っていながら税金で優遇されているということは、確かに対等な競争条件ではないと思うが、現状のように預入限度額が1,000万という制限を設けていくなれば、それは対等な競争条件に当たるのかどうか。また、もしそういったことが、今度は預入限度額を1,000万を超えて3,000万や無制限にした場合には、これはもう対等な競争条件ではないということだと思うが、そうなった時に国際的に圧力をかけられるという意味もあるのか。

(欧州ビジネス協会 (EBC)) 私は保険委員会の委員長だが、過去はノンバンクにいたので、ある程度は銀行などの懸念が分かるが、さきほどから銀行協などから出ているお話がもっと直接的に答えるものかと思う。私が申し上げた競争条件は、まずはゆうちょとかんぽそれぞれの規制遵守のためのコンプライアンスコスト。銀行法や保険業法の規制を緩くすると、我々が一般的に日常的に負担しているコンプライアンスコストより、郵政のコストを安くできるということが一つ。それにより国民のためにならない不正や不祥事件が起きる可能性は高くなる。

もう一つは、税金の面。消費税や印紙税などの減免税の提案も出ており、素案の中にその話も触れてあったが、それもコストの節約になって、我々に不利になるもの。

もう一つは、ソルベンシーマージン。金融庁が銀行と保険会社に対して、預金や、保険会社の資産の運用について、どれぐらい安定して確立しなければいけないという厳しい規制があるが、ゆうちょとかんぽに対してその規制も緩和しようという話がある。それらのコストやリスク管理、コストが安くなってリスク管理が緩くなるということで、どうしてもゆうちょとかんぽが、我々一般民間で提供している商品より安く提供することができるようになる。それはフェアではない。

なおかつ、そのような安い商品を提供していて、我々ほど規制遵守をせず、コンプライアンスリスクが高いような業務をやっていることは、国民のためにもならない。周りの金融会社、銀行や保険会社などに対して、自分達もそのコストを抑えるプレッシャーが更に出てきて、コストを抑えるためにはコンプライアンスをいい加減にするとか、ソルベンシーマージンを適当に加工するとか、そのような問題が出てくる可能性が出てくる。要するに規制を緩くしたゆうちょ、かんぽと競争するためには、我々のリスク管理やコンプラ

イアンスなどを緩くしないと競争が大変しくくなるというのがさっき申し上げたポイントである。

- 皆さんの表現の中で、暗黙の政府保証という言葉があったが、皆さんの感覚の中で、いわゆる暗黙の政府保証というのはどれぐらいの持ち分を意識されているのか。100%や三分の二以上ならばおそらく皆さんご認識されると思うが、50%以下ならそうではないのか、三分の一以下なのか、20%以下なのか、この3つの選択肢でどの程度が暗黙の政府保証という皆さんの感覚なのか、一言で答えだけ教えていただきたい。

(全国銀行協会) 基本的に恒常的に資本が入っているという状況は、暗黙の政府保証だと思う。それが20%だろうが、30%だろうが恒常的に入っていること、これが暗黙の政府保証だと思っている。

(地方銀行協会) 私もその数字自体ではなく、やはり入っているということ、存在感それ自体が「暗黙の」ということだと思っている。数字と合わせて、歴史的なものもあり、万一の場合も粛々と破綻法制に沿って処理していくわけではないだろうということを含めて、いわゆる暗黙の政府保証があると。

(第二地方銀行協会) 私も資本が入っているということであればと考えている。

(全国信用金庫協会) 基本的には皆さんがおっしゃったことと同じだが、多分、我々が取引いただいているおじいちゃん、おばあちゃんから見れば、ゆうちょイコール政府保証という感覚だろうと思う。その資本の有無にかかわらず。それが現実には資本として存続しているということ自体で、相当大きな問題であるという理解でよろしいかと思う。

(全国信用組合中央協会) 政府出資が残っている限り、綱がついているという理解になるだろうと思う。

- 全銀協さんのプレゼンの中で、ATMネットなどの協力も、限度額の撤廃等があったらこれから難しくなるということは、やめたいということなのか。  
EBCさんは、国際的な措置を取るというのは、具体的にはWTOの提訴のことをおっしゃっているのか。

(全国銀行協会) ATMのネットワークは、完全民営化を前提に移行したとい

う事実がある。これらのことについては、我々はまだ明確にスタンスを決めていない。

(欧州ビジネス協議会 (EBC)) WTOの提訴について、特に今現在、この課題について、EBCとして考えているわけではない。将来そういうことも検討しなければいけない可能性があり得るといような、抽象的な曖昧な表現をしたつもりである。

(第1グループ退場、第2グループ入場)

### 【第2グループ意見陳述】

(全日本トラック協会) 全日本トラック協会は、トラック運送事業者の全国団体である。報道されているこの度の郵政改革の骨格については、何ら反対するものではなく、むしろ貴重な国民の共有財産である郵政事業についてより一層の国民利便の向上を目指した改革ということで、敬意を持って推移を拝見しているところ。

そうした基本認識の下で、1点だけお願いがある。現在の郵便事業会社が行っている事業のうち、ゆうパックなどの荷物の宅配サービス、あるいは信書以外のいわゆるメール便などについては、純粋民間の運送事業者との競合・競争分野となっている。企業の規模や体力を別にすると、19年10月の民営化以降は、基本的に公平・対等の競争条件の下で利用者利便のために切磋琢磨している。こうした競合分野については、イコールフットイング原則、すなわち、民間事業者との競争条件の公平性の維持・確保について、今後の新しい制度設計上も引き続き十分に御配慮をお願い申し上げたい。

(CAPECジャパン) CAPECジャパンは、国際エクスプレスに関する業務を営む4つの民間企業で構成される団体。我々も、今回の一連の郵政改革について、何ら異を唱えるものではなく、あくまでも公平な競争原則という改革の本義が担保される限りにおいては、より一層の競争というものを大歓迎させていただきたいと強く考えている。

しかしながら、3点ほど申し述べたい。先日発表された改革素案の中にも、競争条件の公平性に配慮したユニバーサルサービスの範囲の決定が謳われていたが、郵便事業の一分野として現在とらえられているEMS、エクスプレス・メール・サービスが新たな枠組みの中でどのように取り扱われるのか。



我々は、万国郵便条約の中に定められているいわゆるユニバーサルサービス・オブレーションというものの範疇にEMSは入っていないと認識している。なぜなら、第一に、基本条約上、EMSは付加サービスになっているという点、さらに実際問題としても民間の国際エクスプレス業者は、日本全国集配業務を行っている点。つまり郵政が提供しているEMSとまったく同じ土俵で既に業務を行っている。しかるにこの中でEMSが、ユニバーサルサービスということで維持されると、それに付随する様々な特典が出てくる。通関業務あるいは地上集配車輛の取扱いに関わる法規制との関連といったところで、様々な免除措置あるいは軽減措置というものが実際にある。この部分については是非ともイコールフットィングでお願いしたい。

さらに、日本郵政がサービスを向上させることについては全く異をとらえるものではないが、規制の優遇から生じる逆差別、差別という言葉は強すぎるかもしれないが、やはり競争条件の公平性を担保する、これによって民間と日本郵政の競争を盛り上げていくことが、広く日本全体の公益の追及あるいは国益の追求ということにも結びつくと考えます。

最後に、郵便事業会社は、今回の素案の中で親会社に組み込まれる方向と認識しているが、市場で競合する郵便商品の会計に関して是非とも透明性のある会計制度の確保を改めて強くお願いしたい。

(全国地域婦人団体連絡協議会) 我々は地域の婦人会の全国組織であり、北の果てから南の石垣島、西表島、中山間地にも会員がいる。前回のヒアリングの際にも、全国の会員のリーダーの方々に緊急にヒアリングをとり、その後の意見募集の際にも改めて全国の団体よりも意見を募集して、提言をさせていただいた。その上で今回、主に2月に出された郵政改革素案を拝見しながら、それについていくつかコメントをさせていただきたい。

まず、市場、民業との関係について大きな視点で論点を整理されたことは非常に重要であり、特に不採算地域との関係を踏まえてきちんと議論されたことは非常によろしいかと思う。ただ、営利であろうと非営利であろうと、事業の信頼性がどう築かれるかということは、ひとえに内部統制の問題であると考えます。我々は消費者団体でもあるので、コンプライアンスや職員の育成といったことに全く触れられていないことには違和感、不安感を覚えた。もちろん公益性の高い組織であるので、一般企業ともまた一線を隔した形で社員のモチベーションや地域との関係といったことにも鑑みてご検討いただきたい。

形態については、親会社にユニバーサルサービスの義務を負わせて、銀行保険業務も委託関係を持つことで、各局内で職員同士が柔軟に協力し合う形

で顧客サービスの向上につながるのであれば、これは非常にいいことではないかと思う。

そして骨子9で、非正規雇用や地域経済との関係にきちんと課題として触れられたことについても重要なことだと考える。地域社会と経済の再生・活性化については、今後恐らく様々なアプローチが必要になってくるであろうと思われるので、骨子の5ページの郵政改革のポイントというところでの地域経済・地域社会への貢献といった形での切り出しや、13ページの行政・地域サービスのあり方についての柔軟な対応が可能となるような記述についても、非常に重要なことで評価に値すると考えている。

ただし、経営形態の12のところ、結果的に公益性・地域性の両面において地域ごとの事情や要請が異なることに鑑み、日本郵政グループのガバナンスにおいては、地域ごとの自主性や弾力性を重んじることを期待する。期待するに留まっている理由が、他はかなりいろいろ明確に、これをする、こうすべきだということが書かれているのに対し、期待するに留まっている理由は何なのだろうかという疑問は持った。

最後に、銀行の業務について、マイクロファイナンスも視野に入れて地域・経済の活性化にどのように関わっていくのかを取り上げられているのは重要と考えている。地域社会貢献基金の廃止というのも、自社努力の方に置き換えていくという意味では、単にお金だけの問題でもないのも問題ないと思うが、欧米の地域活性化の取組を見ても、今後様々な形での金融と地域の連携、市場との連携が必要になってくると思われる。そういう意味では金融の社会的責任についての考え方が欧米ではもっと幅広く捉えられていると認識している。今後こういった経営上の意識改革というか、価値理念をどのように具体的に組織の中に組み入れたり、また地域に生かしていくのか、その辺りをもう少し明確に、人材の必要性も含めてご検討いただければと思う。

- 全国地域婦人団体連絡協議会さんにご質問だが、郵便関係団体と書いてあるが、どのような関係なのか。

(答) (大塚副大臣) 私からお答えするが、郵便関係団体「等」であり、消費者団体としておいでいただいている。

- 了。もう一点、今度の郵政改革で限度額を撤廃するということについては、協議会としてどのようにお考えか。預入限度額が例えば1,000万から3,000万とか、撤廃しようということになった場合、ありがたい話なのか、それとも他の銀行もいろいろあってちょっと危険だとか、どのようにお考えか。

(全国地域婦人団体連絡協議会) 我々は消費者団体でもあるが、基本的に地域における地域住民の立場の方がむしろ大きい。今回の郵政改革に関する意見募集においても、サービスに関しては関心が高く、こちらでも意見を早急に集めやすかったが、そこまでのところまできちんと議論を深めることができず、あいにくその辺りははっきりとお答えできない。

(第2グループ退場、第3グループ入場)

### 【第3グループ意見陳述】

(全国郵便局長会) 先般公表された素案で必ずしも明らかになっていない点について、簡潔に3点に絞ってご要望申し上げたい。

第1点目は郵便局現場において、民営化によりお客様に一番ご迷惑をかけていること、つまり利便性の低下が非常に大きくなってきているということ。それは、難しい煩瑣な手続き、お客様に過度な確認書類の提出、そのことによって長くお待たせする実態になっているということである。このようなことは、局長や社員にとっても煩瑣なマニュアルの適用、数多くの検査・監査、モニタリング等によって著しくモチベーションを下げているという実態がある。この解決のために、法律に根拠のある形で、郵便局の実情にあった検査・監査のルールに改めていただきたい。

第2点目は3事業一体体制、つまり親会社も子会社も含めた一体体制の下に、ユニバーサルサービスをしっかり果たしていくことを担保とするため、人事を含め経営の重要事項について親会社の強い影響力が必要であると認識している。株式の保有関係を決めるにあたってはこのことを十分配慮いただきたい。

第3点目は、ユニバーサルコストを郵政グループ全体で負担していくという観点からすれば、ゆうちょ・かんぽの限度額の撤廃、あるいは新規業務を認めることについて高度な政治判断を頂きたい。

(全国簡易郵便局連合会) 平成19年10月の民営化により、簡易郵便局の一時閉鎖は極端に増大し、一時は440局を数え、いまなお260局が閉鎖されたままになっている。簡易局は直営郵便局がない過疎地にあるため、簡易局の存続がない限り、全国くまなく郵便局ネットワークを確保することはできず、その意味で重要である。簡易郵便局の特質として、新しいシステムへの対応

力が弱い、経営力が弱い、サービスメニューのあり方が十分でないという3点があり、この3点の基盤強化に向けて3点の要望を申し上げる。

1点目は簡易郵便局の受託者の処遇改善。簡易局の手数料というものは、補助者雇用費用や局舎維持費その他諸々全部を含めたもので、残りの生活費に充てる部分が非常に少なくなっており、補助者の多いところは非常に困窮している。その意味で値上げをお願いしたい。

2点目には取扱業務の拡大。業務が非常に限定的になっており、お客様の需要に十分こたえていないため、簡易郵便局の業務を直営局並みにしていただきたい。

3点目には業法の適用除外。従来は簡易郵便局法というものがあり、その中に「ほぼ1人以上の業務量」というもので基準が示されている。それが原点で、今は非常に小規模の局舎で運営しており、そういう局舎に大規模店舗と同じような法規制がかかるということは、受託者の負担を増大することになる。ぜひとも特別立法で制度をお願いしたい。

(日本郵政グループ労働組合) 政府の素案はおおむねJP労組の意見要望が反映されたものと判断している。しかし、金融サービスや預入限度額の撤廃について結論を得ていない。郵政三事業の事業規模縮小傾向に歯止めをかけ、事業基盤の強化を図るためには、限度額規制、業務規制を早急に撤廃、緩和することが必須条件だと考えている。そのことが、政府が示したユニバーサルサービスの安定的提供・維持、行政サービスと地域サービスの展開を可能とする最低限の条件であると認識している。

また業界からは公平な競争条件、暗黙の政府保証といわれるが、民営化以降、納税義務はもちろん、預金や保険契約は預金保険機構及び保険契約者保護機構への加入と納付が義務付けられており、政府保証は事実として存在していない。さらに、国が関与している預金保険機構が持株会社の43.7%の株式を保有している銀行や、国が出資して経営破たんしたアメリカの保険会社などに対して、限度額の設定や新商品の開発と販売・出資など、経営の自由度を厳しく規制していない。それでは企業として成り立たないからであると考えられる。以上の認識から、意見書には7点の意見・要望を記載しているが、今、政治的に決定していただきたい最も重要な事項について3点述べる。

1つには、ゆうちょ銀行の預入限度額の撤廃、住宅ローンへの参入認可について、改革法施行時ではなく、法律成立時から実施できるようにしていただきたい。

2つにはかんぽ生命の限度額の撤廃、がん保険への参入認可について、ゆうちょ銀行と同様に、改革法施行時ではなく、法律施行時から実施できるよ

うにしていきたい。

3つには、事業計画、新規事業は主務大臣への届出制とし経営の自由度を担保していきたい。

度重なる経営形態の見直しの中で、懸命にお客様との信頼関係を維持・醸成に努めてきた組合員の努力に報いるために、ぜひこの3点を実施していただくことを要望する。

(郵政産業労働組合) 今回出された素案、地域性を重視した改革には、基本的には賛成するものであるが、是非、法案に郵政三事業の経営目的として、公共の福祉の増進を明記すべきである。

2点目は、素案の中で、経営形態を三社体制に再編するとなっているが、分社化による委託手数料や消費税、預金機構等への支出等の弊害が除去されず、効率的なサービスにはならない。郵政三事業の一体経営による一社体制こそ、分社化の弊害が除去され、効率的な郵政三事業の一体的運営が出来る。

また、基本方針では、郵便預金、簡易生命保険の基本的なサービスについてのユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講じるとしているが、素案では、親会社のみ義務を課し、直接金融サービスを提供する金融二社にはユニバーサルサービスを課さないとしており、問題がある。金融のユニバーサルサービスは、金融二社に義務付けてこそ、低下した金融サービスの回復と、国民の利便にかなうものである。

素案の5では、銀行会社と保険会社を業法に基づく一般会社として、原則として業法の規定に基づくとしているが、これでは、ユニバーサルサービスの担保の確保どころではなく、一般の銀行と同じということになり、郵政に関する国民の権利を保障することにもならないばかりか、郵便局ネットワークそのものが崩壊しかねない。

素案の9の中で、非正規雇用労働者の問題に関して、亀井郵政担当大臣の「希望する人は正社員化に」という国会答弁には大いに賛成する。多くの期間雇用社員が期待している。64%がワーキングプアという実態を一日も早く解消するためにも、正社員化と均等待遇を強く要望する。

最後に出資比率の問題について、政府が100%責任を持つ特殊会社か公的企業体でこそ、国民の立場に立った郵政三事業が確立され、かつ郵便局ネットワークを国民の共有財産として、地域や生活弱者の権利を保障し、格差を是正するための拠点としての位置づけられるものであり、そして、国民の立場に立った郵政三事業が確立され、通信と金融のユニバーサルサービス、郵便局ネットワークの維持が可能であると考えます。

- 全国郵便局長会にお伺いしたい。三事業一体サービスをやりたい、サービスを拡充して収益もしっかりしたい、そして一体サービスのためにはやはり人事権ということで、持ち株比率に配慮をというお話があった。この場合、親会社の子会社に持つ株式の比率は二分の一以上でないと人事権は持てないということになると思うが、他の民間との兼ね合いで全部が全部というわけにはいかない中で、これが担保されているのであれば、例えば国が親会社に対して保有する株式の比率が二分の一無くてもよい等、その辺について、どう考えていらっしゃるか。

(全国郵便局長会) 株式の保有というのは、ユニバーサルサービスの担保の状況や、そのコストをどこが負担するかと大きく関わってくる問題。例えば、政府が親会社に持つ株の保有率と、親会社が子会社に持つ株の保有率とは、若干違っても、いたしかたないと思っている。ある面では、株式の保有率を少なくしないと、将来の経営の自由度について懸念がある。そうは言っても、現行の状況を放置し、それがそのまま移行して良いとは思わない。

そのため、当面国は親会社に対して二分の一程度の株を保有する。子会社についても、一定の株を保有することになるだろうが、これは最終的にユニバーサルサービスとの関係や経営の自由度の関係で、政治判断することであって、我々がそこで多く口をはさむことは控えたいと考えている。

- 全国郵便局長会と J P 労組に伺いたい。新しい地域サービスへの要望も当然あると思うが、一方で、今度郵政会社が金融持株会社になると、他業兼業の禁止とバッティングする。その中で、地域サービスの中で非常に優先順位が高いものや、現場からやりたいといった声が出ているものに具体的にどんなものがあるかを、教えていただきたい。

(日本郵政グループ労働組合) 地域サービスは、これから様々議論するところ。我々は地域からこういう要望があるというものを全て把握しきれていないし、リスク管理の問題も出てくる。トータルを考えて、これから検討していく課題である。現在具体的にはまだない。

ただ、金融持株規制が出ることには、我々は賛成できない。ゆうちょ銀行にせよ、かんぽ生命にせよ、業法で生きる会社にするので、その中で、きちんと経営が出来るような形が一番ベター。

(全国郵便局長会) 地域にどういう形で金融資産を還流させていくかは、非常に大きな問題。郵政省の時からずっと財投の問題との絡みがあり、集めたゆ

うちよ資金を地方に還元する仕組みをどう作っていくかということは、政治の場でしっかり考えていただかなくてはいけない。私は、地方に集めた金を落とす仕組みを是非構築してもらいたい、それが地域サービスの一番大きなものだと思っている。

- 全国郵便局長会にお尋ねしたい。さきほど利便性の低下、三事業一体、ユニバーサルコストの問題を3つ挙げられたが、仮にこれに順番をつけていくとしたら、まずどれが最初にクリアされれば良いと考えるか。私は限度額の撤廃というところが一番大きな問題だという気がしているが。

(全国郵便局長会) プライオリティをつけるのは非常に難しいが、現場で働く社員や我々の観点からすれば、業務の煩雑さを緩和してほしいというのが、一番の声だと思っている。一方、今の限度額の1,000万というのが、いかに市民生活の中でかけ離れているものであるかは痛切に感じている。お客さまと話をすると、どこも持っていけないからたんす預金しているというお客さまがかなりいて、そういった声を勘案すれば、やはり限度額の撤廃というのは、大きな順位に上がってくると思う。どちらがどちらとはなかなか言い切れない。

- 簡易郵便局連合会にお伺いしたい。簡易郵便局のユニバーサルサービスをバックアップしていかなくてはならないというのは誰しも認めることだろう。資料の書き出しに、「一般法の規制下に置かれたこと等の影響から…閉鎖」されたとある。少し違う話だが、共済についても、「保険業法が厳しくて」というのはだいぶ前から言われており、それと機を一にしている気がする。

そこで今までにも、「こんなことまでこんな小さな郵便局にやらせるとは」「ここをこう直してほしい」というのはちゃんと意見を言っておられるのか。それを全然直す気がなくて、そのままになっているのか。金融当局が優しい態度を取ったならば、こんなことは簡単に直せると私は思うが、その点は今までどうやってこられたのか。

(全国簡易郵便局連合会) まことに残念なことながら、金融当局の方にはまだ一度も要望を出していない。国会の先生方をお願いしたり、そういう意味の行動、活動はやっている。

- ダメな部分は言っただけならば、そこは直していけば良いと思う。小さな郵便局や簡易局にまであれこれ言うのはおかしい、そんなことはすぐ直せ

と思うので、どんどん言っていたきたい。

(全国簡易郵便局連合会) 今後、要望させていただく。

- 全国郵便局長会にお伺いしたい。さきほど、集めたお金をできるだけ地方で使いたいということだったが、私もずっとそれを主張してきた。日本郵政からは国債に 85%くらい投資している一方、地方債にも投資していると聞いているが、ただ3事業一体といっても、やはり別会社なので、局長さんの意見が反映するかどうか。局長さんが、局の中で集めたお金を使うように日本郵政とうまく協力関係をもっていけるのかどうか。特にその地域・地方公共団体と一番密接な協力関係を持っておられると思うので、公共団体がこの地方債を買ってほしいというときに意思が通るかどうか、ちょっとご意見として、教えていただきたい。

(全国郵便局長会) 非常に難しい質問。それは是非、政治の仕組みで作っていたただかなくては、いつまでたっても地方の活力は出てこないと思う。今、大きな資金が、中央で溜まってしまって、なかなか地方の方々が使い勝手が悪い。そういうところに郵便貯金の資金をうまく還流させる方法を、国としてしっかりと考えていただければと思う。そこに、例えば地方公共団体に、郵便局長というのがコミットしていく手はずというのは非常に深いと思うので、是非そういった仕組みを作っていただきたいと思う。

- 全国郵便局長会と全国簡易郵便局連合会に質問させていただく。平成 11 年から 20 年にかけて、郵便局の預貯金は 80 兆円減っている一方で、他の銀行が 100 兆円増えている、ということに対して、民営化と、限度額があるからという一つの回答が出ているが、それ以外に何かあるのか。

もう一つは、限度額について、銀行業界から公正な競争条件というのがかなり問題になった。限度額もその一つ。その中で、3,000 万までいいのか、それとも完全に撤廃というものを要求したいのか、その辺についてどのようにお考えなのか。

(全国郵便局長会) 第 1 点目のゆうちょ資金の減少の原因について、郵政省、公社の頃からずっと「郵便貯金に資金がシフトしすぎている」という大きな批判があったことは事実。当時、省の方針として、そういった傾向に歯止めをかけようということで、営業力を若干、集めることから停滞をさせたという事実がある。だから、必ずしも限度額があったから減ったというわけで



はないと思っている。しかし、バブルから経済が発展したときにも、ずっと限度額が据え置かれた。これも原因としてはある。どれが主要原因になるかということは明確に分析していないけれども、2つの要素があって、一つは限度額、一つはゆうちょが資金を集めないという郵政省、公社時の政策、この2つがあると思っている。

2点目について、金額が3,000万円までがいいのか、青天井がいいのかというのは、なかなか難しい質問。市場の中で金融を利用してもらっているお客さまがどういう状況にあるのかを勘案しながら判断されるべき問題であると思う。

民間の方々がよく、暗黙の政府保証があるから限度額を撤廃すると困る等いろいろおっしゃるが、国家公務員の時代もそういう理論でやられたわけで、民間会社に移行しても全く4年前と同じ議論で、私は筋が違うと思う。今回特に、金融2社にユニバーサルサービス義務を課すとおっしゃるならば、このコストをどこで負担するかという議論も、民間の金融機関の方々もしっかり勉強していただいて、全国あまねく公平に金融を使っただけのことを残していくということが、政治の責任であり政府の責任でもあると思っているので、そこはしっかりご理解を賜りたい。

(全国簡易郵便局連合会) 預貯金の減少の理由だが、簡易局は過疎地を中心に設置されているため、非常に貯蓄力の弱い地域ということもあって、純増が大きく望まれないということ。またATMが、4,000局簡易局がある中で、40局くらいしかない。ATMを設置していただければ、かなり吸収力も出てくるのではないかと考えている。

限度額については、これは郵便局長会がおっしゃった通り、我々はいくらにして欲しいという要望はないが、少なくとも今の1,000万円のままだはお客様の要望にお答えできない。お客様はやはり銀行並みにと言っておられるようだが、銀行並みの青天井までは要望しない。そこは各界のご意見をお聞きいただいた中で、最大公約数として決めていただければと思っている。

(全国郵便局長会) 限度額の話に関し、現状だけご認識賜りたい。1,000万という限度額の範囲は、定額・定期貯金プラス普通貯金と合算したのが1,000万円ということ。ご承知のように年金が通常貯金のところに入ってくるとオーバーする。1円たりともオーバーするとすぐ通知が来る。その通知の処理にどれだけ手間と時間がかかるかということ、またそういうことをお客様にいちいちご説明に行かなければならないという苦労というのも、ご理解を賜りたい。

- 実際に働いてらっしゃる方を中心にお聞きしたい。地方にお金を還流するのも良いが、しかし限度額を上げてたくさん資金を手に入れる方向である。

日本郵政がリスクを負うと、ユニバーサルサービスが税金負担に変わってしまうので、ノーリスクで、この郵貯・簡保の仕事を今までと同じようにしていただかなくてはならない。今までなぜノーリスクだったかという、郵便局は資金を集めるだけで、運用についてはほとんど自動的に貸してあげるとか、簡保も、死んだらすぐ支払ってさし上げるというように、分かりやすいことしかしてこなかったから。つまり手間暇、コストがかからなかったから。そういうコストを今までと同じようにしたら、つまり昔でいう郵政省のような金融担当でない役所が、お金だけ集めて来いとして、集めた使い方は、例えば地方にお金を出したかったら、地方の農協に貸したって良い。そういった形で地方にお金は流すけれども審査にあたらぬということなら、非常にコストが少なくて済むと思うが、実際に働いている方から見て、仕事を増やす、業務の内容を拡大するということについて、今の人材でできるのか。簡易郵便局はできないということだったが、それについてどうお考えか。

(日本郵政グループ労働組合) 融資や運用のノウハウというのは、簡保の場合はこれまでやっているの、一定のものを持っていると思う。リテールの部分でも、運用の幅は限られているが、しかし今、例えばスルガ銀行と提携して住宅ローンをやっている。ここでは職員が、一緒に提携する中からノウハウの蓄積を随分して来ている。いきなりやるということではなく、業務提携も一つの視野に入れつつ、その中で自らのスキルを蓄積して、そのときには、例えば総務省がどういった判断をされるかという話が出てくるとは思うけれども。しかし、そういう意味では、我々は総務省管轄ではなくて、やはり業法の中で生かしていただく、その中できちっとノウハウを蓄積したと判断された場合はきちっとやらせていただくと、こういうスキームでどうかという思いが強くある。

(郵政産業労働組合) 我々は、郵政改革に対する抜本的な見直しということで、意見書を出させていただいた。郵貯・簡保資金の運用については、国会内に、総務省、財務省、金融庁、経済産業省、厚生労働省までまたがる、「公共資金運用委員会」というのを設けて、運用計画を策定してくれたらと考えている。現場においても、本当に地域に根ざしたサービスを提供するということになって、いろいろ違ったリスクを負うような形での仕事については、なかなか対応できない部分もあり、大変な苦勞を行いながら業務を行っている状

況。

- 郵政産業労働組合にお伺いしたい。Q & Aの3ページのところに、新たな利権問題も明らかになっており、その中で郵貯カード事業の提携で、西川前社長の三井住友グループが非常に利益を上げているという指摘がある。確かに西川社長の進退問題の時に、ここも追及しなくてはいけないという話も出ていた。その後どうなっているか、現状はどうなのかといったことを、情報として教えていただけないか。

(郵政産業労働組合) 我々はとりわけJPバンクカードということで、三井住友グループのカードが98%のシェアでやっていることも大問題だと考えている。国会での追及もあったし、特に国民の財産とも言うべきかんぽの宿がただ同然で売り払われたこと、三井住友銀行から旧西川社長が連れてこられた方々が中心になってそれを進めていたことは大問題ということで、我々も街頭宣伝やビラ等を使いながら、追及をしてきたところ。その後、社長も交代され、その後に新たな問題は出てきていないが、ただやはり、郵産労は国民の共有財産であるかんぽの宿、または国民の郵政の財産を守っていく、という考えである。

**【大塚副大臣締め括り挨拶】**

今日はおいでいただいた皆様方には改めて御礼申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

次回は、原案が出た後になるのか、その前にもう1回、あるいは2回やるのか、その辺も含めて現状では未定であるので、そのことはお含みおきいただきたい。

以上